

賢人政治から国民政治へ

—梁啓超の立憲政治に対する新たな思索—

于海英¹

はじめに

1910年代の中国は、国家体制を模索した時期である。政治の面では、中央集権と地方分権、立憲君主制と共和制など、さまざまな枠組みの中で議論がなされた。一方、思想の面では、さまざまな思想潮流が中国に紹介され、思想界は多元的な問題が議論される百家争鳴的な状況にあった。1914年に勃発した第一次世界大戦をきっかけとして、それまで西洋の文明に憧れていた各国は、洋の東西を問わず、西洋の近代文明に対して、ある程度の懐疑と反省を生み出した。そうした西洋の文明への懐疑の中で、梁啓超は中国の伝統思想文化を再評価し、より強調した傾向を示すようになった。1920年代の中国は、分裂から統一への方策を模索した時代である。この時代の幕は五四運動によって開かれた。五四運動は、第一次世界大戦によってはじめて戦勝国の側に立った中国が、パリ講和会議で不当に扱われたことに反発して起った愛国運動であった。この五四運動により、中国の民族的覚醒は新たな段階に入ったと言える。

一方、梁啓超は、辛亥革命後の1912年11月に長い亡命生活を終えて帰国した。その後、熊希齡内閣の司法総長に就任し、1915年に始まる護国運動では反袁世凱の輿論を主導し、1917年の段祺瑞の内閣では財政総長となるなど、民国初期の政治の表舞台で重要な役割を果たした。1918年に政界を離れた梁啓超は、この年の12月から1920年3月まで、第一世界大戦後の欧州を遊歴した。その目的は民間人の立場からパリ講和会議における中国の主張を支援すること、第一次世界大戦後の欧州の現状を観察することにあつた²。梁啓超は欧州についての認識を踏まえて、中国人はこれからどうするべきかをさまざまに論じてきた。その中で、特に注目すべきことは、国民政治（梁啓超の言葉では「全民政治」）や国民運動の提唱である。梁啓超自身は、従来の変革運動は、全て既成の勢力を対象とし、古い思想に囚われており民主主義の根本原理に反する「賢人政治」³であったと反省し、国民運動こそが最もよい救国の方法だと述べた。1920年代前半の梁啓超は固有の古い勢力に依存する「賢人政治」思想を反省しつつ、在野の「学者型の政論家」の道を選び、「国民運動」を推進することに力を入れている。

¹ 中国江蘇師範大学外国語学院専任講師であり、現在山口大学東アジア研究科アジア比較文化コース博士後期課程（3年目）に在籍している。

² 『欧遊心影録』、『梁啓超全集』第5冊、北京出版社、1999年、2987頁参考。以下は、『全集』と記す。

³ 「賢人政治」を言及するにあたって、この問題を研究している横山宏章の研究（『中華民国一賢人支配の善政主義』、中央公論社、1997年）はその代表的なものである。横山宏章は、孫文の三序構想（軍政→訓政→憲政）の提出も、梁啓超の「開明専制」の提出も、中国知識人に共通する愚民観（中国人民が議会政治を実行する能力がない）に由来すると指摘する一方、この愚民主義に基づいた「賢人支配」の為政観は中国の政治を拘束すると主張した。

『新民説』⁴以来、中国の一般人民が立憲政治を実行する能力がないことを主要な論点として、梁啓超は「中等社会」⁵という概念を提起し、一般国民に対する指導の役割を中等社会に求めて、改革事業の主導である中等社会の力に期待するようになった。辛亥革命直後の梁啓超は、それ以前と同じく、依然として、中国の民主改革の希望を中等社会、もしくは「中堅階級」に求め、少数の智者が多数の「愚者」を統治するという「賢人政治」を行うべきだと主張した。しかし、ヨーロッパ視察をきっかけに、中国の伝統文化・思想を強調する傾向を示すとともに、「全民政治」や国民運動⁶を提唱するようになった。

本論では、梁啓超の賢人政治から国民政治⁷への思考の変化は、これまでの彼自身の提唱した「賢人政治」からの脱却であるか、また梁啓超の言う「国民運動」における「国民」とはどのレベルの存在であるか、といった問題に焦点を絞り、梁啓超の「国民政治」論と国民運動観をめぐり、若干の考察を試みたい。

1. 民主政治を実現する道はどこにあるか

(1) 国会制度の見直し—職業選挙制の提唱

中華民国の成立をきっかけに、梁啓超は君主立憲論から共和立憲論へと転換した⁸。イギリスをモデルとした議会政治の確立による近代国民国家の建設という構想は、辛亥革命後も持続していた。1912年に成立した中華民国は、憲法制定以前の国家の根本大法である臨時約法⁹という仮設

⁴ 『新民叢報』は1902年2月の創刊から、1907年11月にかけての約5年間に、96号まで刊行された。そうした中で、『新民説』はその創刊号（1902年2月8日）から第72号（1906年1月9日）にかけての論説欄に掲載された一連の文章である。ただ、梁啓超のアメリカ訪問をきっかけに（1903年2月-12月）、『新民説』はそれまで『新民叢報』に毎号連載されたが、それに対して、訪問後に書かれた「第十八節 論私徳」以下は、断続的に掲載となり、結局「第二十節論民氣」（『叢報』第72号、1906年1月9日）を最後に断りなく停止された。『新民叢報』はその後一年間半刊行されたが、梁啓超が革命派との論争に集中しているため、性格も大きく変わるようになった。

⁵ 梁は「雅典小史」（1902年10月）において、中等社会という概念を提起した。梁によれば、各国改革の事業を主導するのは常に中等社会であり、中等社会こそ、一国進歩の鍵である。また、この中等社会は「まだ発達していない官吏、まだ官吏になっていない学者、ますます豊かになった商人（中等社会者、宦而未達者、学而未仕者、商而致小康者）」というような人から構成される。そのみならず、その後、梁啓超は、留学生たちや新聞、雑誌などに従事する言論人を中等社会の重要な構成員として認識した。民国成立後、梁啓超の視点が中等社会から「中堅階級」へと移行したが、彼の基本的なスタンスはあまり変わらない。梁啓超の言う中等社会は、新しい型の知識階層のみならず、商人と様々な自由職業者を含む複雑な実体であり、純粋な士大夫層ではないことが窺える。梁啓超は中等社会（中堅階級）こそが政治の担い手であることを強調した。

⁶ 梁啓超の「国民運動」に関する研究に、李喜所、元青著『梁啓超伝』（人民出版社、1993年）、元青「梁啓超晩年の国民運動観芻議」（『広東社会科学』、2002年第1期）、董羅民「梁啓超的国民運動思想」（『社会科学論壇』、2005年8月）、于彦君『梁啓超国民運動思想研究』（山東大学修士学位論文、2011年）、有田和夫「辛亥革命後の梁啓超の思想—士人主導の運動から“国民運動”へ—」（『東京外国語大学論集』第47号、1993年）などが挙げられる。

⁷ 梁啓超のこのような思想の変化に関して、有田和夫は「辛亥革命後の梁啓超の思想—士人主導の運動から“国民運動”へ—」（『東京外国語大学論集』第47号、1993年）の中で、梁啓超は欧遊帰国後、「国民の全体的立場」に立つ国民運動を提唱するようになった、と主張した。筆者の管見の限り、梁啓超は国民全体の立場に立つか否か、また、梁啓超における「国民」の中身とは何か、という問題をなお検討する余地があると思われる。

⁸ 耿雲志・崔志海編『梁啓超伝』、広東人民出版社、1994年、439頁。

⁹ 川島真は、『近代国家への模索 1894-1925』（シリーズ中国近代史②、岩波書店、2010年）において、臨時約法が議会に強い権限を与える点、そして、大総統と國務総理との権限不明という点は、のちの中華民国の政治混乱をもたらす一つの原因となる、と主張した。川島真は「臨時約法は、主権在民や基本的な人権に関する規定をもつこと、民族や宗教間の区別をなくすこと、また各省の代表からなる議会に強い権限を与え、大総統の権限を抑制すること、そして司法の独立、三権分立などを特徴とする。大総統は軍隊を統率したが、人事、条約締結などは議会の同意を必要としており、また議会が定めた法律の範囲内でしか命令を発せられず、そして議会の決定に対する拒否権も事実上有さなかった。このほか、行政機関としての國務院（のち行政院）よび國務総理が設けられたが、それが何を代表するか、何に対して責任を負うのか不明点があった。議会が大総統に対し

的憲法の下で、国会が設立され、立憲政治の実現が期待されていた。しかし、議会と内閣の衝突や袁世凱らの有力者の度重なる干渉により、1913年4月の開設から1925年の解散まで、国会は頻繁に機能不全を呈し、強制的解散や分裂に追い込まれた。考察を進めるため、まず民国初期の国会¹⁰の状況を概観しておく。

1912年1月、革命派の首都南京において中国の各省代表からなる臨時参議院が設置されている。その後、革命派と北京の袁世凱側の妥協の結果、臨時参議院は2月15日に袁世凱を臨時大総統として選出した。3月10日に袁世凱が臨時大総統に就任すると、臨時参議院は翌11日に臨時の憲法に相当する臨時約法を公布し、施行した。臨時約法は国会を立法機関と定め、国会に大総統弾劾権を与えるなど、国会に強い権限を与えるものであった¹¹。この臨時約法に基づいて、国会は臨時参議院を改組して衆議院・参議院の二院制にすること、および臨時約法の施行から10ヶ月以内に国会召集を行うように定めていた。

これに基づき、1912年12月から1913年2月にかけて中国初の国会議員選挙¹²が行われた。選挙結果は両院とも国民党の圧勝であった。こうして国会を制した国民党は一転して袁世凱との対決姿勢を強めていった。議会の圧力を感じた袁世凱は刺客を利用して、1913年3月20日に国民党の事実上の指導者であった宋教仁を上海駅で暗殺した。これをきっかけに、孫文ら国民党派は袁世凱への武力革命を決意し、同年7月に武力蜂起の第二革命を起こしたが敗北し、主要メンバーは日本などに亡命した¹³。一方、勝利した袁世凱は同年10月に国会に圧力をかけて自らを正式な大総統に選出させ、続く11月には国民党を解散させた上に国会も停止し、1914年初には地方省議会とともに国会を廃止してしまっただのである¹⁴。このように、中華民国史上初めての国会は、袁世凱によって解散させられたのである。

その後、袁世凱は議会の権限の抑制に成功しつつ、権力基盤の強化を目指したが、それが帝制の採用として現われた。しかし袁世凱は1916年に帝制運動に失敗し、6月に死去した。袁世凱の死後、1916年8月、事態收拾のため大総統に就任した黎元洪は臨時約法を復活させるとともに、袁世凱によって解散された国会を再開した¹⁵。しかし、1917年になると、府院の争い（黎元洪と國務総理段祺瑞の政争）から張勳による復辟事件¹⁶が発生し、6月に、張勳の圧力に屈した黎元洪は国会を再び解散してしまっただ¹⁷。

その後、張勳を打倒した段祺瑞は国会を再開せず、1918年に、代わりに新しく国会を作る方針を立てた。いわゆる新国会である。これに反発した旧国会の議員は広東省の広州に移動し、孫文

て強力である点、また國務院・國務総理と大総統との関係が不明な点は、以後の中華民国政治の混乱を導くことになった」と述べている。(143頁)

¹⁰ 民国国会の問題を扱った研究に、野沢豊「代議制の展開」(野原四郎編『講座中国(Ⅲ)・革命の展開』、筑摩書房、1967年)、張朋園「從民初国会選挙看政治参与」(『中国近現代史論集』四、1980年)、田中比呂志「第一回国會議員選挙と国民党」(『一橋論叢』10巻2号、1990年8月)、味岡徹「民国国会と北京政変」(『民国前期中国と東アジアの変動』、中央大学人文科学研究所編、1999年)、深町英夫「民国政治体制の歴史的意義—議会制度の破綻と「国情」—」(『現代中国研究』29号、2011年)などがある。

¹¹ 前掲川島真書、142頁。

¹² 中華民国第一次国会選挙に関する研究は、狭間直樹の「中華民国第一回国会選挙における国民党の勝利について」(『東方学報』52、1980年)が挙げられる。

¹³ 前掲川島真書、148-149頁参考。

¹⁴ 同上、150頁。

¹⁵ 陶菊隠『北洋軍閥統治時期史話』(第三冊)、生活・読書・新知三聯書店、1957年、1-8頁。

¹⁶ 西村成雄は、張勳の復辟事件は中華民国の立憲共和政治の混乱に乗じた旧体制からの国家正統性へ挑戦であったと主張した。(西村成雄『20世紀中国政治史研究』、放送大学教育振興会、2011年、51頁参考)

¹⁷ 『北洋軍閥統治時期史話』(第三冊)、151頁。

や西南軍閥（広西省の陸榮廷など）とともに広東軍政府を結成し、自らを中華民国の正統政権であると訴え、北京政府に対して護法運動を起こした¹⁸。旧国会の南遷後、北京では大総統馮国璋と國務総理段祺瑞の体制となるが、政権をめぐる争いが続いていた。1918年3月の新国会選挙において段祺瑞に近い安福俱樂部が国会での多数を占めた（段祺瑞（安徽派）の支配下になった新国会は安福国会とも言える）。この新国会は馮国璋を罷免して徐世昌を大総統として選出した¹⁹。

その後、安直戦争²⁰（1920年7月）で安徽派が直隸派に敗れると、同年8月に奉天派と直隸派の連合政権により新国会（安福国会）も解散させられた。1922年の第一次奉直戦争²¹後、北京政府を掌握した呉佩孚ら直隸派は、旧国会を再開し黎元洪を大総統に復位させることを図った。再び大総統に就いた黎元洪は広東から呼び戻した旧国会を北京で再開した（いわゆる法統回復）²²。

ところが、曹錕は大総統就任を図り、1923年9月に黎元洪大総統を追放し、10月に国会議員に多額の賄賂を贈ることによって、大総統に就任した（曹錕賄選）²³。1924年第二次奉直戦争（9-10月）の結果、直隸派の曹錕政権は崩壊し、段祺瑞は再び執政を取り、孫文ら広東政府と、国家体制を立て直すことを目指した。しかし、この時の段祺瑞も孫文も国会の存続には反対し（曹錕賄選によって国会の権威は地に墮ちたため）、代わりに国民代表會議を設置して新憲法を發布することや、全国の政界要人から臨時參政院を組織することを善後會議で検討した²⁴。その直後に段祺瑞は国会を廃止した。このようにして国会は中華民國史上の舞台から消え去ったのである。

いずれにせよ、民国の議會政治の混乱に直面して、多くの人々は議會政治への幻滅を味わい、中国に議會政治を実行する可能性をもう一度見直す風潮が起きた。そうした中で、梁啓超は中国の国会制度について不満を持っているものの、国会制度を改良する可能性を否定せず、解決策を提示した。その解決策が詳しく示されたのは、梁啓超の欧州遊歴（1918年末から1920年3月まで）の記録である『欧遊心影録』においてである。『欧遊心影録』の中では、梁啓超は第一次大戦後、欧州の各国の生計や財政の破綻、社会革命思潮の興起、科学万能の夢の破産、思想上における矛盾と悲観などの点について論じ、欧州の前途については楽観的見方を示している²⁵。

一方、梁啓超は欧州についての認識を踏まえて、中国人はこれからどうすべきかについて、さ

¹⁸ 前掲川島真書、168-169頁。

¹⁹ 『北洋軍閥統治時期史話』（第四冊）、144頁、155頁。

²⁰ 1920年7月14日に、北京政府の主導権を巡り、安徽派の段祺瑞と直隸派の曹錕の間で勃発した戦争である。わずか5日間の戦闘で、安徽派は大敗し、それによって、段祺瑞の政権は崩壊した。

²¹ 1922年4月28日-5月5日に、直隸派の呉佩孚と奉天派の張作霖の間に勃発した戦争である。戦争の結果は直隸派の勝利であった。

²² 『北洋軍閥統治時期史話』（第六冊）、121-122頁。

²³ 『北洋軍閥統治時期史話』（第七冊）、11-16頁。

²⁴ 『北洋軍閥統治時期史話』（第七冊）、102頁、109-110頁。ただ、注意すべきことは、孫文が掲げたのは、機能不全に陥った国会に代わって、全国の社会団体代表による「国民會議」を開催して中央政治を一新することであった。段祺瑞はそれに賛同できず、少数の著名人（各省区の軍政長官、民政長官、社会名流）による「善後會議」によって、混乱した政局をとりあえず收拾する道を選んでいた。（石川禎浩『革命とナショナリズム 1925-1945』シリーズ中国現代史③、岩波書店、2010年、9頁）「国民會議」に関する研究、特に1920年代から1930年代までの「国民會議」に関する研究は、菊池一隆の「「国民會議」をめぐる政治力学——一九二〇年代から三〇年代への連動——」（『一九二〇年代の中国』、汲古書院、1995年9月）が挙げられる。

²⁵ 梁啓超は『欧遊心影録』の上篇「大戦の欧州」における第11節「物質的再造及政局現勢」の中で、「故に、私は欧州に対して、その前途は万難であるといえども、決して墮落していないと思っている。」（所以我对于欧州、觉得他前途虽然是万難、却断不是墮落）と言い、また、第十節「新文明再造之前途」において、「ところが、欧州の人々は今回の巨大な苦痛を経て、多数人の人生觀が刺激によって変化させられた。将来は、きっとこの道において新たな局面を打開することができる、私は敢えて断言できるのである」（但是歐人經過這回創鉅痛深之後、多数人的人生觀因刺激而生變化。将来一定從這道路上打開一個新局面來、這是我敢断言的哩）と述べた。（林志鈞編『飲氷室合集』—『專集』23、上海中華書局、1932年、18-19頁参考。）『飲氷室合集』は『飲氷室文集』と『飲氷室專集』からなる合集であるため、以下には、『文集』もしくは『專集』と記す。

まざまに提案した。その提案の中で、梁啓超はいかに国会を回復すべきかについて、職業選挙法という解決策を提起した。梁啓超が提起する「職業選挙法」は、農工商という区分を職能団体として捉え、それらの団体に高度の自主性を認めつつ、それが選出する代表に国政を委ねるものである。また、梁啓超は職業主義に基づく選挙と国民投票とを我が中華民国憲法の主要な柱としなければならない²⁶と述べ、当時の中国において、職業を有する人々が形成する団体が国民生活の堅固な基礎を形作るべきだと判断していた。

なぜ梁啓超は国会制度に対して職業選挙法という解決策を提起したのか。その一つの要因は民国の議会政治に対する失望であり、もう一つの要因は彼の「国民」に対する捉え方にあったと思われる。かつて1899年10月に、梁啓超は「論近世国民競争之大勢及前途」において「国民」という概念を提起した。「国民というものは、国が人民の公産であると見なす言い方である。国は民を積み立てる、民の外に、国はない。一国の民が一国の法を定め、一国の事を謀り、一国の患いを防ぐ。その民は侮られず、その国は亡びることもない、これを国民という²⁷」と述べた。梁啓超はそのとき、国民と国家の関係は、メダルのように表裏一体の関係にあると強調し、国民の国家思想の養成に取り組んでいる。その後、梁啓超は中等社会に目を向けて、たとえ中等社会は不十分であっても、一般の国民に比べればまさっているという考え方を示し、中等社会を政治の主体と見なした。

しかし、民国初年の政治の失敗を検討するにあたり、その一つの要因として、梁啓超は中等社会（中堅階級）の腐敗墮落を強く訴えた。民国初年、才能のあるものは、政治の一方に心を傾けて他を顧みず、単に官途に就くことだけ考え、あるいは民間に取り残された無数の士人や学者も官途に進出しようとした。このような気風の中で、中国の中等社会（中堅階級）は国家の運命には終始無関心であり、また賄賂が大に行われるといった事態が進行した。このような事態に直面して、梁啓超は非常に心を痛めていた。中国の前途はだれに託すべきかという疑問について、梁啓超は「他でもなく、素朴な人民である²⁸」と答えた。

ところで、梁啓超は欧州遊歴をきっかけに、戦争の傷跡を目撃し、今まで自分の歩んできた政治の道を反省するようになった。『欧遊心影録』（1920年）の「階級政治与全民政治」という一節で、梁啓超は、「これまでの両派（立憲党・革命党）の愛国人士は、いずれも間違った道を歩んできた。甲派（立憲派）は固有の勢力に依拠し、より秩序のある現状の下に漸進的に改革をしようとしてきた。結局は他人に利用されたにすぎず、何の改革も見られなかった。乙派（革命派）は固有の勢力を打破しようとしたが、その方法としては、反って他の同質の勢力と手を結ぶ結果となった²⁹」と指摘している。

更に、梁啓超は1921年12月20日の北京高等師範学校の講演において、自分の「賢人政治」の理念についても、反省の態度を示した。彼は次のように言った。「他人が私をどう議論したとしても、私がかまわない。ただ、近来私の方では、自分自身のある「罪悪」に気づくようになった。その「罪悪」の源はどこにあるか。私はこれまで「賢人政治」の旧観念から抜けることができず、固有の旧勢力に依拠して国家を改造しようと思っていたので、一緒に仕事をすべきではない人と、もしくはしたくない人も何回か仕事をしてきた。悪いことはしていないと自信を持っているが、

²⁶ 『欧遊心影録』—「憲法上両要点」、『専集』23、30-31頁。

²⁷ 「論近世国民競争之大勢及中国前途」、『清議報』30冊（1899年10月15日）、『文集』4、56頁。

²⁸ 梁啓超「痛定罪言」（1915年6月20日『大中華』第1巻第6期）、『文集』33、8頁。

²⁹ 『欧遊心影録』—「階級政治与全民政治」、『専集』23、22-23頁。

多かれ少なかれ何回か他人に利用されざるをえなかったという点について、私は良心に無限の苦痛を感じさせられ、それが私の間接的な「罪悪」だと思っている³⁰」。

それでは、中国がこれから歩むべき道は何か、言い換えれば、いかに現状を打破すべきかについて、梁啓超は、「甲派は軍人と官僚を利用するという卑劣な手段を放棄し、乙派も軍人や土匪に働きかけるという卑劣な手段を捨てる。各人が自分の信ずるところを、多数の市民の脳裏に注入することこそ、一つの平坦にして大いなる道である。要するに、国民全体に精力を注ぎ、一部分の私的に自分が利用できる部分に力を入れるやり方を取らないことこそが、真の愛國、救国の唯一無二の道である³¹」と述べている。

これが、固有の勢力に依存して漸進的な改革を実行しようとした賢人政治の道に対する、梁啓超の初めての反省である。梁啓超は自己批判するだけではなく、国民意識に基づいた国民政治を行うように提唱した。その後の何年間か、梁啓超は国民政治を行う一つの方法である国民運動を提起し、言論上でも大いに宣伝した。彼は相次いで「国民自衛之第一義」（1920年）、「主張国民動議制憲之理由」（1920年）、「政治運動之意義与価値」（1920年）、「外交敷内政敷」（1921年北京高等師範学校講演）、「市民的群衆運動之意義与価値—对于双十節北京国民裁兵大会的感想」（1922年双十節天津青年会之講演）、「五十年中国進化論」（1922年）、「如何才能完成国慶的意義」（1925年）などを発表し、国民運動の理念を詳しく論じたのである。

(2)立憲政治への執着

梁啓超はこれまで自分の歩んできた道（賢人政治）を反省したものの、中国において立憲政治を実行する政治理念を放棄したわけではない。周知のように、辛亥革命をきっかけに、梁啓超は袁世凱との連携を始めるようになった。袁世凱を監督し、立憲政治の実現を図ることは梁啓超の主観的意図であると言える。1915年における梁啓超の政治姿勢は擁袁から反袁へと転換した。川上哲正の考察によると、帝制運動が表面化するにつれて、帝制実現への一連の宣伝工作が展開されるようになった。例えば、8月3日の法律顧問グッドノウによる「共和与君主論」の発表、同月14日の楊度、孫毓筠、嚴復、劉師培、李燮和、胡英ら「六君子」を主体とする籌安会の発起、同月26日の、楊度の「君憲救国論」の発表などである。一方で、同月17日、袁世凱は籌安会に干渉を加えないことを表明している。このような状況を目の当たりにした梁啓超は、9月3日「異哉所謂国体問題者」を発表し、反帝制運動の立場を表明した³²。「一体だれが共和の利害（という問題）は検討に宜しくないと言うのか。然し、検討には自らタイミングがある。辛亥革命が初めて起った、そのときこそ最も議論すべき時であった。それ以降は、検討すべき時ではなかったのである³³（夫孰謂共和利害之不宜商榷？然商榷自有其時。当辛亥革命初起、其最宜商榷之時也、過此以往、則殆非復可以商榷之時也）」と言っているように、梁啓超は「共和」か「君主」かを議論すべき時期は既に終わったと主張した。また梁啓超の議論の焦点は「吾ら立憲の政論家はただ政体を問い、国体を問わない³⁴」という点にある。梁啓超の説明に従えば、「立憲と非立憲とは政体の名詞である（立憲与非立憲、則政体之名詞也）。共和と非共和とは、国体の名詞である。我々のこれまでの持論は、ただ政体を問い、国体を問わないものであり、ゆえに、政体が立憲でさえあれば、国体は君主で

³⁰ 「外交敷内政敷」（1921年12月20日北京高等師範学校講演）、『全集』第六冊、3410頁。

³¹ 『欧遊心影録』—「階級政治与全民政治」、『專集』23、22-23頁。

³² 川上哲正「梁啓超と反袁運動について」、『学習院史学』15、1979年、71-72頁。

³³ 「異哉所謂国体問題者」（1915年8月20日『大中華』第1巻第8期）、『專集』33、88頁。

³⁴ 同上、85頁。

あろうと、共和であろうと、どちらでもよい。政体が非立憲であれば、国体は君主であろうと、共和であろうと、よいとはいえない³⁵」と。

そして、「両者に選ぶところがないとすれば、むしろ現在の基礎を生かして、徐々にその上に理想の政体を建設することを図ったほうがよい。これは私が十余年来の持論に貫かれた精神である³⁶」と言っているように、梁啓超はあくまでも現行の「国体」の基礎に立って政治改革を求めている。つまり、梁啓超にとって、「君主立憲」であれ、「共和立憲」であれ、国体はなんであろうと、どこまで立憲政治が全うされているかが問題となる³⁷。

戊戌以来の梁啓超の歩みを振り返ると、常に国体に対して現状維持を主張し、現行の国体の下で、漸進的な改革を進めようとしている彼の姿が窺われる。戊戌変法の際に、清朝の「君主国体」の下に、君主立憲を図ったことであり、辛亥革命の際に虚君共和を提出したこと（旧国体の維持）であり、皆そうであった。梁啓超は、「共和国体」が成立した以上、そして「君主国体」を支える「君主」の尊厳や神聖さは失われた以上、君主国体の復活は困難であり、たとえ立憲君主制が実現したとしても、袁世凱意外に人物がいない現在、共和制を継続すべきだと強調した³⁸。それ以後、梁啓超は共和政治の維持に力を注いでいく。

では、梁啓超は国民運動と共和政治の関係をどう認識していたのか。梁啓超は「私たちがもし中華民國を承認しなければ——今の世に共和政治を採用することを認めないならば、言う必要がないが。そうでなければ、共和政治の土台は国民にあることを了解すべきで、国民の大いなる自覚と多大な努力を経なければ、このような政治は決して生まれ得ないのである³⁹」と述べている。つまり、国民の政治参与は民主政治の発展を促すことができると強調している。梁啓超の結論は「国民運動こそは、共和政治の唯一の生命である⁴⁰」。また、国民運動の価値について、梁啓超はその政治的価値より、むしろ国民の政治教育における価値を強調した。彼によれば、国民運動の意義は次の3点が挙げられる。第1に、多数人に政治とは何かを認識させること、第2に、多数人に政治生活の「改進の可能性」を信じさせること、第3に、多数人に「協同動作」の観念及び機能を養成すること、であった⁴¹。要するに、梁啓超は、国民運動は政治の知識を普及する一つの捷徑としているのである。

2. 国民運動理念の立脚点—国民意識の重視

(1) 国民運動とは

梁啓超は辛亥革命以後の政治的混乱に直面して、単なる制度的な改革のみでは、民国において共和政治を実現するには不十分であり、問題の根本は、中国人の国民意識のあり方にこそあるとの考えへと転換してゆき、その言論は1918年、政界を離れて以降、顕著になった。当時の梁啓超は、民主制度を実現するために、多数の国民は民主政治を「自分の事」と見なさなければならぬ、と意識するようになった⁴²。高柳信夫によれば、梁啓超は1920年代に「国民意識」という語

³⁵ 同上、86頁。

³⁶ 「梁任公与英報記者之談話」、(民国四年(1915年)9月4日『申報』)、丁文江・趙豊田編『梁啓超年譜長編』、上海人民出版社、1983年、722頁。

³⁷ 前掲川上哲正文、73頁。

³⁸ 「異哉所謂国体問題者」『専集』33、95-97頁。

³⁹ 「外交敷内政敷」(1921年12月20日北京高等師範学校講演)、『全集』第六冊、3402頁。

⁴⁰ 同上、3403頁。

⁴¹ 同上、3403-3404頁。

⁴² この点について、朱執信は1914年に発表した「革命と心理」で既に論じていた。(徐宗勉「失敗者の探索—

をよく使用し、国民意識を一種の所与条件と見なし、改革を実行する場合には、「国民意識」に合致した形で行わなければならないという立脚点を強調している⁴³という。その意味からみれば、国民意識の重視は、梁啓超の国民運動を提起する立脚点と言えるであろう。

それでは、国民運動とは何か。梁啓超の国民運動を論じた著作としては、1920年『晨报』と『時事新報』に連載された『欧遊心影録』が時期的に一番早い。『欧遊心影録』における梁啓超の国民運動理念を見ていくと、梁啓超は、南北の軍閥が中国を支配するという現状を打破するためには、従来の政客式、土豪式、会匪式の運動ではなく、全国の真正の善良な人民の運動でなければならないとしている。そのために、青年たちは自分の精神を同世代の人々に流布させ、同時に自らの思想を解放し、意志を磨き、学問を身につけて、自分の個性を存分に生かして国家や社会のために貢献し（尽性主義）、徹底的な自我の実現を求めなければならない⁴⁴、と述べている。

また、1921年12月20日に「外交敷内政敷」と題する講演（北京高等師範学校講演）において、梁啓超は国民運動の思想を詳しく論じている。まず、梁啓超は西洋の歴史を国民運動史と見なし、ギリシアのポリスにおける市民（citizen）の役割を評価しつつ、西洋の古代文明の源泉は、ギリシアのポリスにある⁴⁵と指摘した。他方では、中国において政治活動をしている人は（いかなる党派であろうと）、民主政治の本当の意義を了解せず、間違っただ道を歩んできたと指摘し、彼らがしていたことは単に軍閥によって軍閥を倒すことの繰り返しのみであった⁴⁶と、強調している。

次に、梁啓超は、共和政治の土台は国民にあると言い、国民運動は共和政治の唯一の生命であると、国民運動の意義と価値を高く評価している。さらに、1919年に起きた五四運動について、梁啓超は、五四運動は国民運動の見本と見なされるべきであると評価する一方、五四運動は外交的な性質を持っていると指摘した。それだけではなく、五四運動は国民運動の可能性を示すとともに、ほかの国民運動を起こさせる希望を与えている⁴⁷、とひとまずは五四運動の意義を認めて、しかしながら、梁啓超は、五四運動のような外交運動より、内政上の国民運動のほうを目指すのである。

内政面における国民運動を行う主要条件について、梁啓超は10項の条件⁴⁸を挙げたが、運動の主体という第8目の条件をより強調した。梁によれば、国民運動の主体は広汎でなければならぬし、国民運動はたとえ全民的に行うことができないとしても、どうにかして全民的に近づけさせるべきである。国民運動が知識階級によって発動されるのは、仕方がないことだが、仮に、もっぱら知識階級のみを主体とするのであれば、反って国民運動の精神に違反してしまう⁴⁹。ここには、梁啓超が国民運動の「内政性」と「全党性」を強調したものの、西洋のような市民階層を主体とする国民運動を目指していることを窺うことができる。

1913-1915年間關於中国如何實現民主政治的討論、『歴史研究』、1984年第4期、36-37頁。）

⁴³ 高柳信夫「梁啓超「余之死生観」をめぐる考察」、『言語・文化・社会』第3号、2005年3月、39頁。

⁴⁴ 『欧遊心影録』—「国民運動」、『専集』23、23-28頁、34頁。

⁴⁵ 「外交敷内政敷」、『全集』第六冊、3402頁。

⁴⁶ 『欧遊心影録』—「階級政治与全民政治」、『専集』23、22-23頁。

⁴⁷ 「外交敷内政敷」、『全集』第六冊、3406頁。

⁴⁸ 梁啓超は内政的国民運動の主要条件（10項）を次のように挙げている。第1に、消極的ではなく、積極的運動でなければならない。第2に、問題とすべきことは、人ではなく、事である。（対事不对人）第3に、秘密的ではなく、公に行うべきである。第4に、租界にではなく、内地に行うべきである。第5に、（国民運動）のテーマは普遍でなければならない。第6に、（国民運動）のテーマは簡単で且つ明瞭でなければならない。第7に、段階を追って進行すべきである。第8に、運動の主体は多方面でなければならない（運動主体要多方面）。第9に、運動が断続的に行われるのはかまわない。ただ、継続するのも必要である。第10に、目前の成敗を問わないことである。具体的には「外交敷内政敷」、『全集』第六冊、3407-3408頁参照。

⁴⁹ 「外交敷内政敷」、『全集』第六冊、3408頁。

ところで、梁啓超は国民意識と国民運動の関係について、どう認識しているであろうか。梁啓超は「市民的群衆運動之意義与価値」（1922年10月10日天津青年会講演）において、「今回の国民運動（北京国民裁兵運動大会）は、五四運動より内政的な性格を持つとともに、運動の主体が各界の人々を含むため、「市民」的色彩が一段と濃厚である。そして、あらゆる民主国家の政治は国民意識に基づいて行わなければならない。故に、「市民の群衆運動」は国民意識を表示する最もよい方法である⁵⁰」、と述べている。

更に、「五十年中国進化概論」（1922年）において、梁啓超は「多数人の意識」にも注目している。政治は民意に基づいて行われるので、民主政治（徳謨クラ西）だけではなく、独裁政治も寡頭制の政治も多数人の意識に基づいて行われるものである。いかなる種類の政治にしろ、多数人の積極的な擁護が必要であり、少なくとも多数人の消極的な黙認があるからこそ存在できる。従って、国民の政治的な自覚は、実に政治が進化するすべての根源になるのである⁵¹、と主張している。

梁啓超にとって、国民運動は国民意識を表すよい契機であると同時に、国民意識に基づいて行われなければならないものである。ただ、ここで注意すべきことは、梁啓超は運動主体の「広汎性」を強調し、「市民」を国民運動の主体とする、という点である。梁啓超は「政治運動之意義与価値」（1920年）において、真正の政治運動の特質の一つとして、運動の主体は一般の市民でなければならない⁵²と主張している。

それに対して、一般の人民に対して、梁啓超はどのように見ているか。梁啓超は次のように述べている。「人民の中で最も時務に通じたものが、“北京城における王朝交代”（北京城里転了一朝）を知っているのは、既に立派なことであるが、それ以外の人々には、10人中8人は今が何の時代なのか全く分からず（其余十個有八个是“不知有漢何論魏晋”）、今でも西太后（老佛爺）は権力を持っている（当家）と思っているのである⁵³」と。このコメントから、梁啓超が人民の無学ぶりを皮肉っていることは明白である。即ち、一般の人民は相変わらず政治から疎外されていたのである。

一般の人民は頼りにならないという状況において、市民のほかに、中華民国の人々の中の、だれが期待に値するかについて、梁啓超は以前と同じように、中国の将来を青年学生に求めている。梁啓超は第一類である軍閥と党人の大部分と、第二類の「独り其の身を善くす」老先生たちと「分に安んじて己を守る」百姓に期待できず、期待できるのは、知識階級の青年たちである⁵⁴という考え方を示している。梁啓超は、これまで固有の勢力に依拠して行われた「賢人政治」に対して反省したものの、国民運動の主体を市民階層に求め、依然として一般の中国人民を政治の主体から外しているのである。

(2) 国民の「自覚心」の発見

近代国民国家の形成において、国民意識は不可欠の要素である。国民的一体感を引き起こす政治的な契機は、民国の政治の混乱を体験した梁啓超からすれば、国民運動に存在している。かつ

⁵⁰「市民的群衆運動之意義与価値—对于双十節北京国民裁兵運動大会所感」、(1922年10月10日天津青年会講演)、『文集』39、35-36頁。

⁵¹「五十年中国進化概論」、『全集』第七冊、4031頁。

⁵²「政治運動之意義与価値」（1920年9月15日『改造』第3巻第1号）、『文集』36、13頁。

⁵³「外交敷内政敷」、『全集』第六冊、3405頁。

⁵⁴「如何才能完成国慶的意義」、『文集』42、52-53頁。

て丸山真男は「国民とは国民たろうとするものである、といはれる。単に一つの国家的共同体に所属し、共通の政治的制度を上に戴いているといふ客観的事実は未だ以て近代的意味に於ける「国民」を成立せしめるには足りない。そこにあるのはたかだか人民乃至は国家所属員であって、「国民」(nation)ではない。それが国民となるためには、さうした共属性が彼等自らによって積極的に意欲され、或は少くも望ましきものとして意識されてゐなければならぬ⁵⁵」と述べている。「かくして、国民意識は苟もそれが自覚的なる限り、早晚政治的の一体意識にまで凝集するに至る。近代的国民国家を担ふものはまさにこの意味に於ける国民意識にほかならない⁵⁶」と丸山が述べているように、梁啓超は国民運動を行うにあたっては、国民意識に基づいて行わなければならないと認識するようになった。

高柳信夫が既に指摘しているように、1920年代に、「国民意識」という語は梁啓超の著作の中でしばしば使用されている。例えば、1922年の『先秦政治思想史』では、「本国人はその本国の政治思想に対して、単なるその優秀なものが研究に値するのみならず、その劣悪なものでも同様に研究の価値がある。現代社会は本来多世の遺伝共業（原注、業は仏教用語である。個人の遺伝性を別業と言ひ、社会の遺伝性を共業と言ふ）の結果構成されたものである。このような共業の集積及び完成は、半ば制度により、半ば思想による。而して思想は又制度の源泉となる。過去の思想は常に歴史的無上の権威によって無形中に現代人を支配し、それによって国民意識というものを形成する。政治及びすべての施設は、国民意識という関所を通らない限り、断じて効果を発生し得ない。要するに、民衆が積極的に要求するかもしくは消極的に承諾する政治でなければ、一日の存在もできない⁵⁷」と主張されている。即ち、梁啓超は中国の固有のものを継承しつつ、一方で、政治制度を改革するにあたっては、国民意識の基礎の上に行われるべきという点を強調している。この2年前の1920年の「歴史上中華民国事業之成敗及今後革進之機運」においても、「德国日本式之保育政策」などは中国の国民性に反していたために、中国へ導入しても失敗し、またマルクス・レーニンが提唱した「集権的社会主義」も、中国の国民性に合致しないので、それを導入しても失敗に終わらざるをえないであろう⁵⁸と主張している。

では、梁啓超の言う「国民意識」とは何か。梁啓超自身の言葉に従えば、「中国人でなければ、中国の事を干渉する権利がないという自覚、中国人でさえあれば、中国の事を管理する権利があるという自覚」⁵⁹ということになる。この二つの自覚について、梁啓超は前者を「民族精神の自覚」としており、後者を「民主精神の自覚」と見なしている。いずれにしても、梁啓超はこのような「国民自覚心の発見⁶⁰」を国民意識の自覚と認識しつつ、民国の前途に対して楽観的に考えるようになった。

梁啓超がなぜ民国の前途に楽観的見方を示しているかといえ、中国の市民階層の活躍に注目しているからである。梁啓超において、国民運動が語られるときに、市民階層の自覚的な政治参加という一面が強調されている。1920年代（少なくとも前半）の梁啓超は、それまで提唱してきた賢人政治を反省しつつ、中国において民主政治をいかに実行可能とするかを考えたとき、民主

⁵⁵ 丸山真男著『日本政治思想史』、東京大学出版会、1952年、321-322頁。

⁵⁶ 同上。

⁵⁷ 『先秦政治思想史』、『全集』第六冊、3606頁参考。

⁵⁸ 「歴史上中華民国事業之成敗及今後革進之機運」(1920年10月15日『改造』第3巻第2号)、『文集』36、30-31頁参考。また、この点は高柳信夫氏の示唆を得た。(前掲高柳文、39頁)

⁵⁹ 「辛亥革命之意義与十年双十節之楽観」(1921年天津学界全体慶祝会之講演)、『文集』37、1-2頁。

⁶⁰ 同上、5頁。梁啓超は「楽観の総根源は、依然として先に言った言葉で、“国民自覚心の発見”のことである(楽観の総根源、還是剛才所說那句老話、“国民自覚心の発見”)」と言う。

政治を実現するためのよい仕組みは国民（市民）運動ではないか、という見解を示した。

彼は次のように言う。「欧米の政治において、組織が日増しに新しく、堅実な基礎を築いた所以は、およそ百の政治制度は皆一度もしくは何度かの極めて熱烈な国民運動を経て成立し、国民が皆その意義を理解しているからである⁶¹」と。そして、「欧州において、百年来種々主義のある政治は、皆この種の市民の群衆運動によって作られたのである。さまざまな理想主義は、その発生日から完全に事実になる（筆者注：その理想主義が出現するから実行できるまでの意味）まで、その間には、1回、2回、3回乃至数十回の群衆運動を経ており、このような運動を経なければその主義を実現することは到底できないのである。このような運動は1回、2回、何十回続ければ、その主義が実現できないことも到底ないのである」⁶²と。

要するに、梁啓超は欧米における国民運動の歴史に鑑みて、国民運動、正確に言えば市民運動という手段を通して、中国においても、民主政治を実行しうる可能性を持っているであろう、と考えるようになったのである。また、国民運動の目的について、「全ては意思表示を表すことにあるので、何か行為があると言うにはあたらぬ（説不上有什麼行為）、法律外の行動はあるべからず⁶³」と、運動の温和性と非暴力性を強調している。

3. 国民運動の主題—制憲と廃兵（裁兵）

(1) 国民制憲運動

梁啓超は欧州遊歴後（1918年12月-1920年3月）、著述に従事する一方、中比貿易会社の設立を企ており、「中国公学」という学校を引き継ぐとともに、『解放与改造』という雑誌を刷新し（この雑誌は1920年、第三巻から名前を『改造』に変えた）、国民動議制憲運動を発起している。のみならず、国民の実質的な基礎を育成する教育に力を注ぎ、例えば、「共学社」を組織し、「講学社」も設立した⁶⁴。そのなかで、とくに注目すべきことは、国民動議制憲運動を発起したことである。

まず、当時の中国の政治状況を概述しておく。当時、北京と広州に政権が分立し、いわゆる南北対立が続いており、国会も2つに分かれていた。北京においては段祺瑞が作り上げた安福国会があり、広州においては孫文の護法運動を支持する旧議員からなる国会があった。南北の両国会はそれぞれ南北の政府の正統性を付与する根拠であったため、南北講和会議では、両国会の扱いが焦点の1つとなった⁶⁵。更に、もう1つの背景としては、安徽派と直隸派の関係がある。1916年袁世凱の死後、段祺瑞が率いる安徽派が権勢を振るっていたが、傍系であった馮国璋を代表とする直隸派との関係はそれほど険悪ではなかった。1917年8月、馮国璋が代理大総統に就任したとき、段祺瑞を國務総理に任命したほどである。しかし、1918年段祺瑞は新国会（安福国会）で手段を使い、徐世昌を大総統として選出し、馮国璋を大総統の座から引きずり下ろした。このような事情から安徽派と直隸派の対立は表面化した。馮国璋は失脚したまま病死したが、直隸派を継承した曹錕と呉佩孚は反段祺瑞の運動を諦めていなかった。段祺瑞の武力による全国の統一政

⁶¹ 「政治運動之意義与価値」、(1920年9月15日『改造』第3巻第1号)、『文集』36、14頁。

⁶² 「市民的群衆運動之意義与価値—对于双十節北京国民裁兵運動大会所感」、(1922年10月10日天津青年会講演)、『文集』39、36頁参考。

⁶³ 「外交欺内政欺」、『全集』第六冊、3409頁。

⁶⁴ 丁文江・趙豊田編『梁啓超年譜長編』、896頁。

⁶⁵ 丁文江・趙豊田編、島田虔次編訳『梁啓超年譜長編』（全五巻、岩波書店、2004年）第四巻、注（63）、496頁参考。

策⁶⁶をめぐる、曹錕、呉佩孚らは反対した。こうして、1920年7月、安直戦争が勃発し、直隸派とそれを支える奉天派が勝利した。

安直戦争終結後の善後策として、呉佩孚は国民合議のための代議機関として、国民大会を召集するよう提案した。1920年7月29日の記者会見の際に提示された「国民大会」の開催に関しては、「国民自治」の原則に基づき、地方の農会、工会、商会、学生連合会などから代表を選出し、新憲法や国会議員選挙法などの制定にあたることを決めた。これは解散、分裂、再造といった混乱の続く国会にかわって、全国の各種職能団体、社会団体を通じて国民の代表を選出する点に新しさがあった⁶⁷。8月1日に、政治的威信が高かった呉佩孚がこの主張を全国に発するや否や、各地に「国民大会籌備会」や、「国民大会策進会」など、これに呼応するさまざまな新興団体が生まれ、大きな反響を引き起こした⁶⁸。梁啓超はこの背景の下で、「国民制憲同志会」を設立しようとするとともに、「国民動議制憲運動」を提唱した。のみならず、言論においても、「国民自衛之第一義」や「主張国民動議制憲之理由」などを発表し、国民制憲を大いに宣伝した。

しかし、黄溯初は梁啓超宛ての書簡の中で、制憲問題、また国民大会について、自分なりの見方を示した。黄溯初は次のように記している。「制憲問題に関して、現時点では提起しようがない。軍閥間の争いという局面が陰では続いており、しかもそれが何時終わるか分からず、良好で実行可能な憲法の誕生を望むのは、全く見込みがない。単に理想的な憲法の制定を鼓吹する文章を作るだけであれば、時期尚早ではあるが、必ずしも不可能ではない。仮に各方面と連絡を取り合っ、実際の行動を起こすとなれば、無益であるのみならず、いたずらに疑惑を招くだけである。また国民大会のことは、絶対に実現することはないものの、現時点で文章を書いて鼓吹するのはかまわない。ただ、鼓吹する理由は開催要求に対する各省、各団体の興味を高める一方、呉佩孚の意図を奨励し、彼のやる気を失わせないようにする、ということに過ぎない。このことがなぜ絶対に実現しないかといえ、二徳（孟徳は曹操の字で、翼徳は張飛の字である。ここではそれぞれ同姓である曹錕、張作霖のことを指している）の子孫の血管には、この大会の性質などがまったく含まれていないし、呉某のひとつとなりについて、なお評価を待つ余地があるのを除けば、他の連中は大抵二徳の子孫と同類だからである。私が、この時、文章を作ってこの会（国民大会）を鼓吹することに賛成する理由は、呉某の今後の態度を試し、評価の機会を得ようとするためにほかならない⁶⁹、と。この書簡に見られるように、黄溯初は国民制憲運動の非現実性を指摘したものの、呉佩孚の真意を確かめる一つの手段として、提起してもよいと考えているのである。国民動議制憲運動が結局成功するかどうかはともかくして、梁啓超自身は国民制憲をいかに認識しているかを見てみよう。

梁啓超は「国民自衛之第一義」（1920年9月）において、国民制憲について、詳しく論じている。梁は、国民制憲を国民自衛の第一義とし、国民制憲とは何であるかを、「国民制憲とは、国民

⁶⁶ 段祺瑞は、孫文らの広東政府が広州に生まれるなど国内の亀裂が生じるなかで、武力による中国統一を図っていた。しかし、馮国璋大総統は武力によらない統一策を模索していた。（前掲川島真書、169頁）

⁶⁷ 前掲『梁啓超年譜長編』第四巻、注（80）、508頁参考。

⁶⁸ 『北洋軍閥統治時期史話』（第五冊）、179-181頁参考。呉佩孚の国民大会を開催するという提案は、高く評価されていた。例えば、章士釗は、呉の職能代表制の提案は先見性があると高く評している（森川裕貫、「議会主義への失望から職能代表制への希望へ—章士釗の『職業救国論』」（1921年）、『中国研究月報』第65巻第4号、2011年4月、5頁）。結局、国民大会そのものは実現しなかったが、各種職能団体を通じて国是を決定するという「国民大会」の構想は、それ以後大きな紛争があるたびに、その善後策として繰り返し提起されていくことになる。（『梁啓超年譜長編』第四巻、注（80）、508頁参考）

⁶⁹ 丁文江・趙豊田編『梁啓超年譜長編』、914-915頁。日本語訳は、島田虔次編訳『梁啓超年譜長編』第四巻、321-322頁を参考したが、適宜訳語を変えた。

による動議という方式で、有権者である人民何万人以上かが連署して憲法草案を提出し、国民による公決という方式によって、国民全体が投票し（憲法）を制定する⁷⁰）、ことであると説明した上で、国民制憲の必要性を論述している。さらに、呉佩孚の「国民大会の召集」という提案を評価する一方、国民大会の目的、組織する方法、及び実際の効用について自分の意見を述べる。梁は「私は国民大会の主要な目的（事業）は憲法を作ることのみであると思っており、国民大会の効用を現実求めようとすれば、国民による動議、国民投票という二つの形式以外は方法がない。国民大会を言うにあたって、「召集」という二字を冠するのは、実に妥当ではない（実為不詞）。国民大会は召集するべきではないものである。……故に、国民大会を言うのは善いことであるが、我が民が求めるのは、真の国民大会である。偽の国民大会は、当然排除しなければならない。（其偽国民大会、義不得不擯）真の国民大会を求めるのであれば、国民動議、国民投票を言うのみである⁷¹」と主張している。

そして、梁啓超は「主張国民動議制憲之理由」（1920年8月）において、国民動議によって憲法を作ることの難しさを自覚しているものの、あえて国民制憲を提起する理由を説明した。その理由として、次の二点を挙げた。一つ目は、民国成立以来、憲法がなかったために苦痛を感じさせられ、国民動議という方式を用いざるをえなかった点である。二つ目の理由は、国民動議によって憲法を作ることの一つの契機として、憲法の観念を多数の国民に注入し、国民を教育するという役割を果たすことができる点である⁷²。結局、梁啓超は、国民動議による憲法作りが成功するか否かはともかくして（梁啓超自身はその失敗を予想している）、国民教育における価値の方をより重視している。彼は「国民動議ということは、多数人を連合し公に「憲法講習会」を開くことにほかならない。公に「共和国民須知」を作り、大衆に宣伝することにほかならない。それは実に国民教育において絶大な意義を持っており、目の前に実現の結果がどうなるかは、それほど深く考えなくてもよいものである⁷³」と言っている。

ただ、梁啓超の国民動議制憲という動きについて、批判する者はいた。傅治は張東蓀宛ての書簡において、梁啓超の政論の発動について、喜びと不安交じりの気持ちを示し、梁啓超の「相変わらず見かけのみに力を注ぎ、中身に力を注ごうとはしない」（任公仍在浮处用力、不在实处用力）という姿を批判した⁷⁴。いずれにしても、黄溯初であろうと、傅治であろうと、梁啓超であろうと、国民動議制憲そのものは実現不可能であることを自覚していた。ただ、梁啓超にとっては、国民動議制憲運動の、その結果より国民を教育することの価値の方がもっと大きいである。

(2) 国民裁兵運動

梁啓超の提唱した「国民動議制憲運動」は結局実行できずに終わった。1921年になると、目前に何を国民運動の主題とするべきかについて、梁啓超は、また「国民廃兵（裁兵）運動」を提起した。廃督裁兵論は袁世凱の死後、盛んに議論されていた。寺廣映雄は民国軍閥期における廃督裁兵論に関して、詳細に述べている。寺廣によれば、袁世凱の没後、軍閥の混戦、割拠の泥沼に陥った中国において、各階層、各団体の間で、国家の統一を目指す方策をめぐって、さまざまな

⁷⁰ 「国民自衛之第一義」（又「国民制憲運動」と呼ばれる、1920年9月10日『東方』第17巻17号、『文集』35、28頁。

⁷¹ 同上、31頁。

⁷² 「主張国民動議制憲之理由」、『文集』35、32頁。

⁷³ 同上、36頁。

⁷⁴ 『梁啓超年譜長編』、921頁参考。

議論と運動が行われた。それらは大きく武力統一と平和統一という二つの路線に集約できる。前者はさておき、後者については、主として政府・軍閥による廢督裁兵論の他にも、各種の政治的・社会的勢力を背景とした裁兵論や、地方の軍閥・政客による連省自治運動（省憲運動）などがあった。また政府、軍閥による裁兵とは別に、市民の間にも裁兵運動が拡大していった。北京では市民による国民裁兵促進会が成立し、1922年10月10日に、全市民による裁兵促進の示威運動が行われ、上海では総商會が中心となって商工八団体による裁兵大会が開催されるなどの動きが広がっていった⁷⁵。

さらに、寺廣は、裁兵問題は単に中国国内の問題としてのみならず、当時国際的条件のもとで列強によって取り上げられ、国際問題にもなったことを指摘した。第一次世界大戦後、再び余裕を持つようになった欧米列強は、中国の南北統一を早期に実現させるために、中国に対する財政援助と裁兵問題を通して、中国へ再進出しようとした。その際、アメリカは日本が段祺瑞政権を通じて中国に独占的な進出を行っていることに対抗して、列強のなかでも最も積極的な態度を示すようになった⁷⁶。

このような廢督裁兵論は、軍閥の中心である督軍を廢し、軍閥の兵力を削減することによって国内の統一を図ろうとする平和統一を願う世論を背景とするものであった。しかし、軍閥割拠がますます進展する現状では、政府はいくら裁兵を唱えても、軍閥が何らかの保障なしに自分の兵力を削減するはずはなかった。北京政府自体が一つの大きな軍閥であるため、世論を利用して地方の軍閥の力を削減するのは、彼らの強い反発を招いたのも当然であった⁷⁷。故に、政府や軍閥が唱える廢督裁兵論は有名無実なものであった。

梁啓超自身も、裁兵を国民運動の主題とするべきであると主張したが、このような国民運動を行うにあたって、二つの条件を提出した。それらの条件は「第一に、運動の目的は、全て意思表示にある。何らかの行為があると言うにはあたらない、法律以外の行動をとってはいけない。第二に、運動の手段、例えば罷市、罷課（市場を開かないこと、授業をやめること）などが実施されることは当然であるが、一日だけで結構であるから、断じてそれによって本業を荒れ果てさせてはいけない⁷⁸」であった。このように、梁啓超の提唱は、「国民制憲運動」であろうと、「国民廢兵運動」であろうと、平和的な運動に限られていた。

実は、このような国民運動の効果について、梁啓超はあまり期待していなかった。彼自身はその後、「国民廢兵運動」を提唱しなくなり、一時は否定していた「国会制憲」を再び提起するようになった。1922年6月に旧国会の再復活⁷⁹に伴い、梁啓超は9月に「哀告議員」という文章を發

⁷⁵ 寺廣映雄「民国軍閥期における中国の統一策について（一）—廢督裁兵・連省自治・湖南自治運動—」、『歴史研究』17、1980年3月、1頁、3頁。

⁷⁶ 『北京軍閥統治期史話』（第四冊）、178-180頁。

⁷⁷ 前掲寺廣文、4頁。

⁷⁸ 「外交敷内政敷」、『全集』第六冊、3409頁。

⁷⁹ 1920年の安直戦争で安徽派が直隸派に敗れると、同年末に奉天派と直隸派の連合政権により新国会も解散させられた。新国会の解散により、自らの立場が危うくなった大總統徐世昌は新国会の開設を狙っているが失敗に終わった。1922年の第一次奉直戦争後、北京政府を掌握した呉佩孚ら直隸派は、旧国会を北京に呼び戻して黎元洪を大總統に復位させることを図った。これは名目上に北京政府の法的正統性（法統）を回復させる為であったが、実際の狙いは徐世昌を追放した後に黎元洪をも退任させて曹錕を次々代の大總統就任に道を開くこと、及び広東政府から旧国会を取り上げることで広東政府の正統性を奪い、消滅に追い込むことであった。この動きに旧国会側も応じ、旧国会は1917年の国会解散令と徐世昌の大總統の地位を否定した。こうした動きに抗しきれず徐世昌は結局1922年6月に辞任した。再び大總統に就いた黎元洪は広東から呼び戻した旧国会を北京で再開し、これによって北京政府の法統が回復された。北京政府と広東政府が正統性を争った護法運動はこれで収束した。（味岡徹「民国国会と北京政変」、『民国前期中国と東アジアの変動』、中央大学人文科学研究

表し、旧国会が回復すると、主要な任務は憲法を制定することであると提案した。さらに、1925年、段祺瑞が再び執政することになった。この時の梁啓超は段祺瑞の提起した「憲法起草会」に期待を寄せ、以前自分が提唱した「国民運動」を論じなくなった⁸⁰。

4. 国民運動における「国民」とはいかなる存在か

前節で指摘したように、梁啓超は、欧米における民主共和政治は、何度かの市民運動を経た後成立したものであるとの認識の上で、中国の国民運動は市民を主体としなければならない⁸¹、という考え方を示した。しかも、梁啓超は、国民運動はたとえ全民的に参加できないとしても、全民的となるよう努力すべきであると指摘し、国民運動における運動主体の広汎性を強調した⁸²。

しかし、その一方で、一般の人民に対して、「漢があったことを知らず、魏晋は言うまでもない⁸³（不知有漢何論魏晋）」、もしくは「多数人は知識が幼稚で、やや複雑な政治問題に対して、理解できない⁸⁴（多数人知識幼稚、对于稍複雑之政治問題、便苦難理解）」と見なしている。つまり、梁啓超は相変わらず一般の民衆を政治から除外し、市民を国民運動の主体としている。梁啓超のいう「運動の主体」は学界、商界、もしくは勞工界における市民階層である。このような梁啓超の国民運動における「国民」に対する捉え方は、慎重に扱う必要があると思われる⁸⁵。

そして、もう一つ注意すべきことは、梁啓超は国民運動を提唱するにあたって、常にこれまで自分の提唱した「賢人政治」を意識し、反省の気持ちを表した点である。梁啓超は1902年に『新民説』を発表し、中国の人民の一人ひとりが「自新」することを、新政府、新国家を作る前提としていた。その後、アメリカ遊歴をきっかけに、新民全体の養成は困難であると判断し、自ら「中等社会」（後の中堅階級）の一員として、中国の歴史発展の推進力を中等社会に求め、固有の勢力に依存して上からの改革をしようとした。当時の梁啓超は、中国の中等社会という階層は貧弱ではあるが、一般の人民に比べれば勝っているため、彼らこそが政治の担い手であると判断した。

しかし、民国成立十余来の政治混乱と軍閥割拠を経験した梁は、固有の旧勢力、もしくは一、二人の賢人に依拠することによって、国家を改造するという「賢人政治」の道はもはや行き詰まってしまったのではないかという態度を示すようになった。さらに、梁啓超は中華民国の成立でさえ、国民の努力による結果ではなかったと主張し、「中華民国の建設は、全ての国民が共和政治の価値を認識し、協同の努力によって建設したのではなく、少数の者が「発生するのを促す」（催生符）という方法で、どうにかこの意外の結果を得たにすぎない⁸⁶」、と述べている。従って、中国において政治活動をしている人々は、終始国民を動かすことに精力を注がず、今まで間違っただ道を歩んできた、と梁は結論を出した。

他方では、梁啓超は『欧遊心影録』の「国民運動」の中で、国民運動は全国真正の善良な人民の全体運動でなければならないと強調したものの、「善良な人民は、分に安んじて己を守り、余計

究所編、1999年、298-300頁参考)

⁸⁰ 李喜所、元青著『梁啓超伝』、北京人民出版社、1993年、476頁。

⁸¹ 「政治運動之意義与価値」、(1920年9月15日『改造』第3巻第1号)、『文集』36、13頁。

⁸² 「外交敷内政敷」、『全集』第六冊、3408頁。

⁸³ 同上、3405頁。

⁸⁴ 「政治運動之意義与価値」『文集』36、18頁。

⁸⁵ 元青は「梁啓超晩年の国民運動観芻議」（『広東社会科学』、2002年第1期）において、梁の言う市民は「即ち各界の人民」であり、国民運動は多数人民が参加する群衆性の政治運動である、と論じた。

⁸⁶ 「外交敷内政敷」、『全集』第六冊、3405頁。

なことをするのを恐れる⁸⁷」存在だと指摘した。同時に、梁啓超は青年たちを呼びかけの対象としている。梁は青年たちに何を期待したのか。「青年たちは自分の精神を同世代の人々に流布させて、同時に自分の思想を着実に解放し、意志を磨き、学問を身につけ、尽性主義（各人の天賦良能を余すところなく発揮するもの）を抱き、徹底的な自我実現を求めなければならない⁸⁸」と梁啓超は言う。

前節で少し触れたが、梁啓超はヨーロッパから帰国後、共学社を組織し、講学社を設立するなど、教育文化事業に力を注いだ。このさまざまな事業の中で、梁啓超はつねに青年を育成する事業に努力を傾注している。例えば、1920年4月に共学社を設立にあたって、梁啓超は「新人材の育成、新文化の宣伝、新政治の開拓」という団体目標を設定した⁸⁹。梁が青年という人材の育成を第一義としていることが明らかであろう。

また、梁啓超は1921年の10月から12月まで、天津と北京で7回⁹⁰の講演を行っているが、「辛亥革命十周年」や「市民与銀行」、「太平洋会議中兩種外論辟謬」などの時事にふれたが、いずれも国民運動というテーマをめぐって展開し、しかも、学界、とりわけ青年学生を呼びかけの主要な対象としている⁹¹。

要するに、梁啓超の提唱した国民運動は条件付きの運動と言える。その条件は第1に、運動を発起するのは、知識階級であること（梁啓超自身の言葉に従えば、たとえそれは仕方がないことだとしても）、第2に、運動の主体は一般の「市民」でなければならないこと（梁はここで「市民」と一般の「人民」を区別している）、第3に、運動は平和的な示威請願の範囲に限られること、第4に、青年学生は運動において大きな役割を果たすべきであること、などであった。これらの各条件から見れば、梁啓超の提唱した「国民運動」は、より正確に言えば「市民運動」である。たとえ梁は国民運動が「大多数の国民が共に目指す（多数国民的共動）」ものであるとか、運動の「全民性」とかを再三強調したとしても、この運動の本質はやはり「少数人の自覚によって多数人の自覚を喚起することであり、少数者の努力によって、多数の人の努力を集めること⁹²」である。

勿論、梁啓超はこの際、中国の前途を賢人たちのみに（梁啓超自身の言葉によれば、少数者は知識階級のことであり、一、二人の賢人のことである）託すわけにはいかないことを既に認識している。従って、梁啓超の目線は次第に少数の賢人たちから市民階層にまで拡大した。梁啓超が西洋の国民運動史から学んだことは、中国の国民運動の主体は、国の少数の知識階級でもなければ、「不知有漢何論魏晉」（漢があったことを知らず、魏晉は言うまでもない）の一般民衆でもなく、市民でなければならないという点である。

周知のように、近代西洋の変革を支える主体は、理念的に自覚した市民である。現実の西欧の革命は基本的に市民意識の変革である。主権在民の民主思想に支えられ、革命の結果として成立

⁸⁷ 『欧遊心影録』—「国民運動」、『専集』23、34頁。

⁸⁸ 同上。

⁸⁹ 『梁啓超年譜長編』、909頁。

⁹⁰ その7回の講演は、以下のようである。『辛亥革命之意義与十年双十節之樂觀』（10月10日天津学界全体慶祝会）、『無槍階級对有槍階級』（11月2日于北京国立法政専門学校）、『市民与銀行』（11月21日于天津南開大学）、『太平洋會議中外兩種外論辟論—重画中国疆土說與國際共管說』（11月26日于天津青年会）、『“知不可而為”主義與“為而不有”主義』（12月11日于北京高等師範学校）、『統論市民与銀行』（12月17日于北京朝陽大学經濟学会）、『外交敷内政敷』（12月18日于北京高等師範学校平民教育社）、具体的には、『梁啓超最近講演集』、天津協成印刷局、1922年参考。）

⁹¹ この点について、夏曉虹の示唆を得た。具体的には夏曉虹氏「鑄造全国青年之思想：欧遊前後梁啓超講学路徑的變動」（『嶺南學報』第四輯、2015年）参考。

⁹² 『外交敷内政敷』、『全集』第六冊、3403頁。

した民主体制を守り育てることである。単なる政治制度の変革だけではなく、国民の意識の変革も重要であると、梁啓超は自覚するようになった。

当時の中国において、西洋の市民に相当するのはどの階層かについて、梁啓超は学界、商界、勞工界の人々を「市民」階層だと見なしている⁹³。結局、梁啓超は、民主政治の希望を「市民」に求めて、「市民」を国民運動の担い手として認識した。国民運動論であろうと、「全民政治論」であろうと、梁啓超は一般の人民（梁啓超の言葉によれば、分に安んじて己を守る百姓）ないし農民一般を歴史の推進力、あるいは、政治の担い手として評価していなかった。一般の人民は相変わらず政治から除外された。その意味において、彼は相変わらず一般人民の側に視点を置いていなかったと言っても過言ではないであろう。少なくとも、梁啓超は農民階級に目を向けなかった。彼の視線はあくまでも「市民」階層に止まり、それ以下に届かなかったのである。そうした梁啓超の視点は、民国の一般の人民の幼稚さ（不知有漢何論魏晉）を揶揄した口調の中に鮮明に表れているのである。

「賢人政治」論から「全民政治」論（梁啓超の『欧遊心影録』の言葉）へと、こうした視点の移行は、真に梁啓超がこれまで提唱した儒家の「賢人政治」の理念を抜け出したことを意味するのだろうか。「中国の賢人が賢人である所以は、立派な哲学と思想によって自らを鍛え、自己を高めたことによる。そして、その立派な哲学と思想を武器に賢人支配が誕生することによって、人民の幸せと安穏な生活を保障する統治を実現すべきであるという善政主義が生まれた⁹⁴」と横山宏章が述べているように、梁啓超はたとえ「全民政治」を唱えたとしても、下層の一般人民を政治の担い手として評価したことは決してなく、むしろ「知識階級」のリーダーシップ及び市民階級の立ち上がりを強調した。しかも、梁啓超はこれまで自分が主張してきた賢人政治の道に反省したものの、「賢人」（その賢人の意味内容は時代の変遷とともに士大夫層→中等社会→中堅階級→へと変容した⁹⁵）の指導する役割を否定したわけではない。ここで、梁啓超の「全民政治」を主張する本意は、もし仏教の「自力救済」と「他力救済」という用語を借りて説明すれば、少数の「賢人」による他力救済（賢人に従うだけで救済される）よりも、国民（市民）は自ら立ち上がって、自分の自由な意志で政治を運営する「自力救済」を強調したいのである。その意味からして、このような視点の移行は、梁が賢人政治理念から離脱したとは言えない。

5. 中国の伝統思想に対する再評価

晩年の梁啓超は学術を研究する情熱に燃え、落ち着いた研究生活のなかで、『清代学術概論』、『墨子学案』、『先秦政治思想史』、『中国歴史研究法』、『中国近三百年学術史』などの見事な成果を収めている。晩年の梁啓超は中国の政治、社会という現実の諸問題に取り組むと同時に、歴史的・伝統的な中国文化・思想の学術整理に力を注いでいる。それでは晩年の梁啓超は中国の伝統思想に対して、いかなる考え方を持っていたか、以下に検討したい。

1年以上のヨーロッパ視察（1918年12月-1920年3月）をきっかけに、第一次世界大戦の惨禍をつぶさに目撃した梁啓超は、1920年3月の帰国後、戊戌変法運動以来長年にわたって中国がヨーロッパ近代の政治、経済制度を模倣しようと試みながら、そのたびに挫折を繰り返してきた原

⁹³ 同上、3408頁。

⁹⁴ 横山宏章著『中華民国一賢人支配の善政主義』、中央公論社、1997年、初めにこの部分の3頁。

⁹⁵ 中等社会と中堅階級の区別について、小論「梁啓超の「中等社会」論における賢人政治思想—民権論の新たな発展の一環として」（『東アジア研究』15号、2017年3月刊行予定）を参照。

因を分析した。彼は、「今回の欧州遊歴は、短時間で多くの場所を巡ったため、観察はそんなに透徹したものではなかったし、持ち帰ったことは無論それほど多くない。ただ、精神面において大きな影響を受けたことが一つある。悲観の見方が完全に払拭された。……なぜこうした収穫が得られたかといえば、欧州がこの百年の間に進歩を遂げた理由と、中国がそれを模倣しながらついに果たし得なかった理由とを考察し、更にそれに対して自分なりに感じるところがあったからである。欧州のこれ（100 年来の進歩）を致す所以を考えると、その社会的・政治的な固有の基礎によって、自然に発展して出来上がったものである。その固有の基礎が中国と異なるものであるが故に、中国は欧州を模倣することができなかったわけである。欧州はこの 100 年の間に、一種の不自然な状態にあった、或いは病的な状態にあったとも言える。中国はこうした病態を模倣しようとしたため、成功しなかったのである⁹⁶」と述べている。梁啓超はここで、中国の西洋模倣の失敗の原因を、中国側ではなく、「病的状態」にあった西洋側に求めるようになった。

20 年余り前、梁啓超は、中国人の国家観念の欠如は、中国が「民族帝国主義」時代に適応できなかったことを根本的な要因として指摘した。ところが、第一次世界大戦後にドイツの国家主義⁹⁷の失敗を見た梁は、国家主義を文明進歩の阻害要因と考えるようになった。このような国家主義に対する見方の転換は、中国の「固有の基礎」に対する評価の転換をもたらした。

梁啓超は『先秦政治思想史』（1922 年）の序論において、「国家主義の苗は、常に人類の有する嫉妬的な感情を利用することで灌漑され、日に日に繁茂するようになる。故に発達すればするほど現代社会の不安は著しくなっていく。わが中国人は文化が始まって以来、国家を人類最高の団体とみなしたことは一度もない。その政治論は常に全人類を対象としている。故にその目的は天下をよく治めることにあり、国家は家族と同じく天下を組成する一段階に過ぎない。……よくないとかと出来ないとかにかかわらず、国家主義が我が人（中国人）と相性が悪いことは明らかである⁹⁸」と述べている。ここで国家主義を否定する梁啓超は、我国では二十年来、欧州の政治制度の移植は国民意識に基づいて行われなかったため、繰り返し失敗に終わらざるをえなかったと主張し、更に「我国の過去の政治思想は、その一部はたとえ世界に対して無価値であるとしても、わが国人の立脚点からすれば、その価値を決して軽視すべきではないことは明らかである⁹⁹」と強調した。

のみならず、森時彦が指摘したように、梁啓超は近代国家を支える政治、社会、経済の根幹である代議制度、競争主義、資本主義に代えて、中国固有の基礎である民本主義、互助精神、農業経済を「最も世界の潮流に合致する」ものとして対置する¹⁰⁰。森時彦は、梁啓超のこれら三点セットの総入れ換えは儒家の価値観の位相へのシフトであると評価している¹⁰¹。しかし、筆者の管見からすれば、梁啓超はそもそも儒家の価値観を捨てるのではなく、いつも継承していた。時

⁹⁶ 『梁啓超年譜長編』、900 頁。日本語訳は前掲島田虔次編訳『梁啓超年譜長編』（第四巻）、296-297 頁。

⁹⁷ 実際に第一次世界大戦の勃発当初、梁啓超はドイツの必勝を確信した。彼は「欧州戦役史論」（1914 年 11 月、『専集』30、70 頁）において、次のように言っている。「第一次世界大戦が開戦して以来、私はドイツは必ず勝利すると言ったことがあり、その決勝も甚だしく速いと言ったことがある。……ドイツという国家は、実に近世国家の模範である。国家主義は仮に消滅すれば別であるが、この主義がもし一日でも存在すれば、この模範の国が劣敗の地に陥ることを決して認めることはできない。……仮にドイツが敗れたならば、歴史上の進化の原則は今より捨ててもよいのである」。

⁹⁸ 『先秦政治思想史』、『全集』第六冊、3604 頁。

⁹⁹ 同上、3606 頁。

¹⁰⁰ 森時彦「梁啓超の経済思想」、狭間直樹編『共同研究梁啓超—西洋の近代思想受容と明治日本』、みすず書房、1997 年、248 頁。

¹⁰¹ 同上。

代による重点の移行はあるが、例えば、『新民説』の時期、西洋の新しい価値の導入に重点を置いたが、それに対して1920年代に入ると、固有の伝統思想を発揚することに主軸を置いていた。

先にもふれたが、欧州遊歴によって、梁啓超は中国の前途に対してむしろ楽観的に考えるようになる。1914年に勃発した第一次世界大戦は、人類史上未曾有の被害をもたらした。それまで世界をリードしてきた西洋の近代文明に対して、洋の東西を問わず、懐疑と反省が生まれた。こうした西洋文明への懐疑の中で、梁啓超自身は中国の伝統的な思想文化に対して一層自信を固めるようになった。それだけではなく、中国人の世界文明に対する責任も訴えた。彼は「近来、西洋の学者の多くは東方文明を輸入し、(自分の文明)と調和させようとした。深く考えてみたところ、我々に実に此の資格があると思っている。なぜか。これまでの西洋文明は、理想と実際を分けることを免れず、唯心と唯物は、それぞれ極端に走っている(唯心唯物、各走極端)。宗教家は来世に偏重し、唯心の哲学は玄妙を高談し、いずれも人生の問題から遠く離れている。……従って、最近提唱された実用哲学、創化哲学はいずれも理想を実際に収めようとして、それによって、心物の調和を図ろうとしているものである。私が思うに、我々の先秦学術はまさにこの道から発展してきたのである。孔子、老子、墨子という3人の大聖人は、学派が異なるとはいえ、「理想と実用の一致を求める」ことが彼らの共同の帰着点であった。……我々がもし「三聖」の歩んできた道に従い、「現代における理想と実用の一致」を求めるならば、どれほどの境界が開かれるかわからないであろう¹⁰²」と言っている。

そして、梁啓超は、西学はすべて中国の固有のものだと言う保守派と、「西風」に心酔し、中国の何もかもが一文の値打ちもないと言う欧化主義者を批判した上で、「およそ一種の思想は、(この思想の) 生きている時代を背景としなければならない。我々が学ぶべきことは、その思想の根本精神であり、その思想が派生する条件ではない¹⁰³」と主張した。さらに、梁啓超は我が国の人類全体に対する責任は、「西洋文明をもって我が文明を拡充し、また我が文明をもって西洋文明を補助し、双方を化合して新しい文明を作る¹⁰⁴」ことと言い、東西文明の調和を主張している。

続いて、青年たちに対する希望について「私が愛する青年に望むべきことは、第一歩、人々は自国の文化を愛護する誠意を持つこと、第二歩、西洋人が学問を研究する方法を利用して、それを研究し、その真相を得ること、第三歩、自分の文化を総合し、他人のものをもってそれを補充し、一種の化合作用を起こさせ、新しい文化系統を作り出すこと、第四歩、この新しい系統を外に広げ、全ての人類にその長所を得させることである¹⁰⁵」と述べている。以上見られるように、欧州遊歴を契機に、梁啓超の内部では、東西文化の融和を主張したものの、中国の伝統的思想文化の価値(特に先秦の思想文化)をより重視する傾向を示した。

周知のように、1915年から1920年代の前半に北京大学を中心に展開された「新文化運動」は「民主」と「科学」というスローガンの下で、中国社会の革新と社会の旧弊の打破を求め、同時に、儒家批判(孔家店を打倒せよ)や男女平等を提唱した。この新文化運動は全国の知識人、青年学生をその渦中に巻き込んだのである。陳独秀をはじめとする新文化運動のグループは西洋の価値観をもって、中国の伝統思想を駆逐しようとした。そのような主張に同調する人々も多く、同時に伝統を守ろうとする人々も少なくなかった。このように、伝統打破と伝統発揚という正反

¹⁰² 『欧遊心影録』—「中国人对于世界文明之責任」、『専集』23、36頁。

¹⁰³ 同上、37頁。

¹⁰⁴ 同上、35頁。

¹⁰⁵ 同上、37頁。

対の論調が現われた。

梁啓超は新旧文化の論争に対して、どう考えているのであろうか。梁啓超は「五十年中国進化概論」(1922年)において、近50年(1870年代-1920年代)来の中国の歴史を、「器物」的な不足を意識して洋務運動が起った時期、「制度」的な不足を感じて維新運動が起った時期、「文化」的な不足を感じて新文化運動が起った時期の3期に分けた¹⁰⁶。また、「什麼是新文化」(1922年8月31日 長沙第一中学講演)において、新文化運動の青年を励ます役割を評価する一方、儒家の精神は新文化に合致する¹⁰⁷と主張した。更に、「啓超は、わが儒家における人生哲学は、人格を育てるに最もいいものであると確信している。全世界において、いかなる国であろうと、いかなる学派の説であろうと、それに比べられるほどのものはない。今日において、それを発揚する必要がある¹⁰⁸」と言っているように、彼は中国の伝統文化を高く評価している。

梁啓超は欧州遊歴を契機に、伝統道徳を批判し、西洋の価値理念を全面的に肯定する雰囲気の中で、中国の伝統思想文化の価値を評価し、守る姿勢を取っていた。しかし、梁啓超は「西風に心酔する」ものでなければ、「固歩自封」のものでもない。梁啓超が求めていたのは、全面的復古でもなければ全面的欧化でもなく、中国の伝統文化の価値を認めた上での中国と西洋の文化的融合にほかならない。

終わりに

辛亥革命後、民国の政治の舞台で活躍していた梁啓超は、袁世凱や段祺瑞のような有力な「賢人」に依存し、自分の立憲政治の構想を実現しようとした。この時の梁啓超の内部に、「賢人政治」の理念が依然として存在し続けた。ところが、欧州遊歴を契機に、梁啓超は思想や実践の両面において大きな転機を迎えた。思想的には、西洋文明に対する懐疑と反省の中で、中国の伝統思想文化をより強調する傾向を示し、国民を育成する教育事業や、伝統的な中国文化思想の学術整理に力を入れるようになった。政治的には、これまで固有の旧勢力に依拠して行われた「賢人政治」を反省し、国民意識に基づいた「国民運動」を提唱するようになった。

梁啓超は民国政治の混乱を起こした根本的な問題は、政治制度の変革が国民意識に基づかなかったためであると主張した。従って、国民運動の提唱はこのような思考の結果である。「賢人政治」から「国民(全民)政治」への視点の転換は、梁啓超が賢人政治の理念から脱皮したことを意味するのではなく、立憲政治の構想を放棄したことを意味するのでもない。梁啓超が提唱した「国民運動」は、「市民」を主体とする、平和的な運動に限られているのである。

他方では、中国の民主政治の希望がどこにあるかについては、梁啓超の目線が次第に少数のエリートから中等社会(中堅階級)へ、また市民階層にまで拡大していったことは明らかである。ただ、梁啓超の中では、一般の人民を軽視する見方は変わらず、民国の一般人民は相変わらず政治から疎外された。「全民政治」や「国民運動」が語られたとき、梁啓超は一般の人民や農民たちを、その担い手として評価せず、「市民」をその主体としているのである。その意味からして、梁啓超は儒家の賢人政治理念から脱皮することができなかったと言える。

¹⁰⁶ 「五十年中国進化概論」、『全集』第七冊、4030頁。

¹⁰⁷ 「什麼是新文化」(1922年8月31日 長沙第一中学講演)、長沙『大公報』1922年9月1-2日。

¹⁰⁸ 「為創立文化学院事求助于国中同志」(1923年1月)、李華興・呉嘉勳編『梁啓超選集』、上海人民出版社、1984年、826頁。